

第 70 号 議 案

令 和 6 年 12 月 4 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 6 年 12 月 4 日付 6 議事第 309 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名
1 第 273 号 議 案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
意 見
異議ありません。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和6年の人事委員会勧告等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
宿 日 直 手 当 第21条第3項	【支給限度額の引上げ】 1回 6,000円 → 6,100円
施 行 期 日 等 附則第1条 附則第2条第2項	公布の日（令和6年12月24日予定） 令和6年4月1日から始まる宿日直勤務から適用し、同日前から始まる宿日直勤務については、なお従前の例による。
給 与 の 内 払 附則第7条	改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
委 任 附則第8条	条例の施行に関し必要な事項は人事委員会が定める。

6 議事第 3 0 9 号
令和 6 年 1 2 月 4 日

東京都人事委員会委員長
中 西 充 殿

東京都議会議長
宇 田 川 聡 史
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 6 年第 4 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、令和 6 年 1 2 月 4 日付けで訂正があったため、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、改めて貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 2 7 3 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第二百七十三号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第一号中「三十万六千九百円」を「三十一万五千二百円」に改める。

第二十一条第三項中「六千円」を「六千五百円」に改める。

第二十四条第二項の表中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、
「百分の百」を「百分の百五」に改め、同

条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第二十四条の二第二項第一号中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百三十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	191,400	225,600	279,600	300,700	353,600	393,300
	2	192,700	227,600	281,500	302,500	355,700	395,400
	3	194,000	229,600	283,300	304,300	357,800	397,400
	4	195,300	231,600	285,000	306,100	359,900	399,400
	5	196,700	233,600	286,700	308,000	362,000	401,400
	6	198,300	235,700	288,500	309,800	364,000	403,400
	7	200,000	237,700	290,200	311,600	365,900	405,300
	8	201,800	239,700	292,000	313,400	367,700	407,200
	9	203,600	241,700	293,800	315,300	369,500	409,100
	10	205,500	243,500	295,600	317,300	371,300	411,100
	11	207,500	245,300	297,400	319,400	373,200	413,000
	12	209,600	247,100	299,200	321,500	375,100	414,900
	13	211,600	248,900	301,000	323,600	377,000	416,800
	14	213,500	250,700	302,800	325,700	378,800	418,700
	15	215,500	252,500	304,600	327,900	380,600	420,600
	16	217,500	254,300	306,400	330,100	382,500	422,500
	17	219,600	256,200	308,200	332,200	384,400	424,400
	18	221,900	258,200	310,200	334,100	386,200	426,300
	19	224,200	260,100	312,300	336,000	388,100	428,200
	20	226,500	262,000	314,400	337,800	389,900	430,100
	21	228,800	263,800	316,400	339,500	391,700	432,000
	22	229,700	265,500	318,300	341,300	393,600	433,900
	23	230,600	267,100	320,200	343,100	395,400	435,800
	24	231,500	268,700	322,000	344,900	397,200	437,700
	25	232,300	270,200	323,800	346,700	399,000	439,500
	26	233,200	271,800	325,600	348,500	400,800	441,400
	27	234,100	273,400	327,400	350,300	402,600	443,300
	28	235,000	274,900	329,200	352,100	404,400	445,200
	29	235,900	276,400	330,900	353,900	406,200	447,000
	30	236,800	277,900	332,600	355,700	408,000	448,900
	31	237,700	279,500	334,400	357,400	409,800	450,800
	32	238,600	281,100	336,100	359,200	411,600	452,700
	33	239,500	282,600	337,800	361,000	413,400	454,500
	34	240,500	284,200	339,500	362,800	415,200	456,300
	35	241,500	285,700	341,300	364,600	417,000	458,100
	36	242,500	287,200	343,000	366,300	418,700	459,900
	37	243,500	288,700	344,700	368,100	420,400	461,700
	38	244,500	290,200	346,400	369,900	422,200	463,400
	39	245,500	291,700	348,100	371,700	423,900	465,100
	40	246,500	293,300	349,800	373,500	425,600	466,800
	41	247,600	294,800	351,500	375,200	427,300	468,500
	42	248,900	296,400	353,200	376,900	429,000	470,200
	43	250,300	297,900	354,800	378,600	430,700	471,900
	44	251,700	299,400	356,400	380,300	432,400	473,600
	45	253,100	300,900	358,000	382,000	434,100	475,200
	46	254,200	302,400	359,600	383,700	435,800	476,800
	47	255,200	303,900	361,200	385,300	437,500	478,500
	48	256,200	305,400	362,800	386,900	439,200	480,200

第二百七十三号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

49	257,200	307,000	364,400	388,500	440,900	481,800
50	258,200	308,500	366,000	390,100	442,600	483,500
51	259,200	310,000	367,600	391,700	444,200	485,200
52	260,200	311,500	369,200	393,300	445,800	486,800
53	261,200	313,000	370,700	394,900	447,300	488,300
54	262,200	314,500	372,200	396,500	448,800	490,000
55	263,200	316,000	373,800	398,000	450,300	491,600
56	264,200	317,500	375,300	399,500	451,800	493,100
57	265,100	319,000	376,800	401,000	453,200	494,500
58	266,100	320,500	378,200	402,500	454,600	495,700
59	267,100	322,000	379,600	403,900	456,000	496,900
60	268,000	323,500	381,000	405,300	457,400	498,000
61	268,900	325,000	382,300	406,600	458,700	499,100
62	269,800	326,500	383,500	407,900	460,000	500,100
63	270,700	328,000	384,700	409,300	461,200	501,000
64	271,700	329,400	385,800	410,700	462,300	501,800
65	272,600	330,800	386,800	412,000	463,300	502,500
66	273,600	332,200	387,800	413,300	464,300	503,300
67	274,500	333,600	388,700	414,700	465,200	504,000
68	275,400	335,000	389,600	416,000	466,100	504,700
69	276,300	336,300	390,400	417,200	467,000	505,300
70	277,200	337,600	391,300	418,400	467,900	505,900
71	278,100	338,800	392,100	419,600	468,700	506,500
72	279,100	340,000	392,900	420,900	469,400	507,100
73	280,000	341,200	393,600	422,100	470,100	507,700
74	280,900	342,400	394,300	423,200	470,700	508,200
75	281,800	343,600	394,900	424,400	471,300	508,700
76	282,600	344,800	395,500	425,500	471,800	509,200
77	283,400	345,900	396,000	426,500	472,300	509,700
78	284,300	347,100	396,600	427,500	472,800	510,200
79	285,200	348,200	397,100	428,500	473,300	510,700
80	286,000	349,200	397,600	429,500	473,800	511,200
81	286,800	350,200	398,100	430,500	474,300	511,700
82	287,600	351,200	398,600	431,400	474,800	512,200
83	288,400	352,100	399,000	432,300	475,300	512,700
84	289,200	353,000	399,400	433,100	475,800	513,200
85	290,000	353,900	399,700	433,800	476,300	513,700
86	290,800	354,700	400,100	434,300	476,800	
87	291,600	355,500	400,500	434,700	477,300	
88	292,300	356,200	400,900	435,100	477,800	
89	293,000	356,800	401,300	435,500	478,300	
90	293,700	357,500	401,700	436,000	478,800	
91	294,400	358,100	402,100	436,400	479,300	
92	295,100	358,600	402,500	436,800	479,800	
93	295,800	359,100	402,900	437,100	480,300	
94	296,500	359,700	403,300	437,500	480,800	
95	297,200	360,300	403,700	437,900	481,300	
96	297,900	360,800	404,100	438,300	481,800	
97	298,600	361,300	404,500	438,700	482,300	
98	299,300	361,900	404,900	439,100	482,800	
99	300,000	362,400	405,300	439,500	483,300	
100	300,600	362,900	405,700	439,900	483,800	
101	301,200	363,300	406,100	440,300	484,300	
102	301,900	363,800	406,500	440,700		
103	302,600	364,300	406,900	441,100		
104	303,200	364,800	407,300	441,500		

105	303, 800	365, 300	407, 700	441, 900
106	304, 400	365, 700	408, 100	442, 300
107	305, 000	366, 100	408, 500	442, 700
108	305, 500	366, 500	408, 900	443, 100
109	306, 000	366, 900	409, 200	443, 500
110	306, 600	367, 300	409, 600	443, 900
111	307, 200	367, 600	409, 900	444, 300
112	307, 700	367, 900	410, 300	444, 700
113	308, 200	368, 200	410, 700	445, 100
114	308, 700	368, 600	411, 100	445, 500
115	309, 200	368, 900	411, 500	445, 900
116	309, 700	369, 200	411, 900	446, 300
117	310, 100	369, 500	412, 200	446, 700
118	310, 600	369, 900	412, 600	447, 100
119	311, 100	370, 200	412, 900	447, 500
120	311, 600	370, 500	413, 300	447, 900
121	312, 000	370, 800	413, 700	448, 300
122	312, 400	371, 200	414, 100	448, 700
123	312, 800	371, 500	414, 400	449, 100
124	313, 200	371, 800	414, 800	449, 500
125	313, 600	372, 100	415, 200	449, 900
126	314, 000	372, 500	415, 600	450, 300
127	314, 300	372, 800	416, 000	450, 700
128	314, 600	373, 100	416, 400	451, 100
129	314, 900	373, 400	416, 700	451, 500
130	315, 300	373, 800	417, 100	451, 900
131	315, 600	374, 100	417, 500	452, 300
132	315, 900	374, 400	417, 900	452, 700
133	316, 200	374, 700	418, 200	453, 100
134	316, 500	375, 100	418, 600	
135	316, 900	375, 400	419, 000	
136	317, 200	375, 700	419, 400	
137	317, 500	376, 000	419, 700	
138	317, 900	376, 400	420, 100	
139	318, 200	376, 700	420, 500	
140	318, 500	377, 000	420, 800	
141	318, 800	377, 300	421, 100	
142	319, 200	377, 600	421, 500	
143	319, 500	377, 900	421, 900	
144	319, 800	378, 200	422, 200	
145	320, 100	378, 500	422, 500	
146	320, 500	378, 800	422, 900	
147	320, 800	379, 100	423, 300	
148	321, 100	379, 400	423, 600	
149	321, 400	379, 700	423, 900	
150	321, 800	380, 000		
151	322, 100	380, 300		
152	322, 400	380, 600		
153	322, 700	380, 900		
154	323, 000	381, 200		
155	323, 300	381, 500		
156	323, 600	381, 800		
157	323, 900	382, 100		
158	324, 200	382, 400		
159	324, 500	382, 700		
160	324, 800	383, 000		

	161	325, 100	383, 300				
	162	325, 400	383, 600				
	163	325, 700	383, 900				
	164	326, 000	384, 200				
	165	326, 300	384, 500				
	166	326, 600	384, 800				
	167	326, 900	385, 100				
	168	327, 200	385, 400				
	169	327, 500	385, 700				
	170		386, 000				
	171		386, 300				
	172		386, 600				
	173		386, 900				
	174		387, 200				
	175		387, 500				
	176		387, 800				
	177		388, 100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		223, 500	262, 600	281, 300	299, 600	330, 700	399, 500

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

第二条 この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第二十一条第三項、第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項の規定を除く。）は令和六年四月一日から、改正後の条例第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項並びに附則第五条及び第六条の規定は同年十二月一日から適用する。

2 改正後の条例第二十一条第三項の規定は、令和六年四月一日から始まる宿日直勤務から適用し、同日前から始まる宿日直勤務については、なお従前の例による。

（令和六年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

第三条 令和六年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受け、ることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この条例による改正前の学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整）

第四条 施行日から令和七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（期末手当に関する特例措置）

第五条 令和六年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第二十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百三十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の百十」と、「同項」とあるのは「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第 号）附則第五条の規定により読み替えて適用される同項」と、「百分の七十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

（勤勉手当に関する特例措置）

第六条 令和六年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百二十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、同項第二号中「百分の五十七・五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の七十」とする。

（給与の内払）

第七条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定する必要がある。

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）

改正案

第一条から第十一条の二まで（現行のとおり）

（初任給調整手当）

第十一条の三（現行のとおり）

一 職員の給与に関する条例第五条第一項第五号イに規定する医療職給料表(一)の準用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの 月額 三十一万五千二百円

二から四まで（現行のとおり）

2及び3（現行のとおり）

第十二条から第二十条まで（現行のとおり）

（宿日直手当）

第二十一条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 宿日直手当の支給額は、前二項に規定する勤務一回につき六千円を超えない範囲内において定める。

4（現行のとおり）

第二十一条の二から第二十三条まで（現行のとおり）

（期末手当）

第二十四条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

職員の区分	割		合
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合	
一（現行のとおり）	百分の百二十五	百分の百二十五	
二（現行のとおり）	百分の百五	百分の百五	

新旧対照表（抄）

現行

第一条から第十一条の二まで（略）

（初任給調整手当）

第十一条の三（略）

一 職員の給与に関する条例第五条第一項第五号イに規定する医療職給料表(一)の準用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの 月額 三十万六千九百円

二から四まで（略）

2及び3（略）

第十二条から第二十条まで（略）

（宿日直手当）

第二十一条（略）

2（略）

3 宿日直手当の支給額は、前二項に規定する勤務一回につき六千円を超えない範囲内において定める。

4（略）

第二十一条の二から第二十三条まで（略）

（期末手当）

第二十四条（略）

2（略）

職員の区分	割		合
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合	
一（略）	百分の百二十	百分の百二十	
二（略）	百分の百	百分の百	

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の七十</u>」と、同表二の項中「<u>百分の百五</u>」とあるのは「<u>百分の六十</u>」とする。 4 及び 5 (現行のとおり) (勤勉手当) 第二十四条の二 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に<u>百分の百十七・五</u>(教育五級等職員にあつては、<u>百分の百三十七・五</u>)を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の給与月額に<u>百分の五十七・五</u>(教育五級等職員にあつては、<u>百分の六十七・五</u>)を乗じて得た額の総額 3 及び 4 (現行のとおり) 第二十四条の二の二から第二十五条まで (現行のとおり) 別表第一 (現行のとおり) 別表第二(第七条関係) (別紙のとおり) 別表第三 (現行のとおり)	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の六十七・五</u>」と、同表二の項中「<u>百分の百</u>」とあるのは「<u>百分の五十七・五</u>」とする。 4 及び 5 (略) (勤勉手当) 第二十四条の二 (略) 2 (略) 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に<u>百分の百十二・五</u>(教育五級等職員にあつては、<u>百分の百三十二・五</u>)を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の給与月額に<u>百分の五十五</u>(教育五級等職員にあつては、<u>百分の六十五</u>)を乗じて得た額の総額 3 及び 4 (略) 第二十四条の二の二から第二十五条まで (略) 別表第一 (略) 別表第二(第七条関係) (別紙のとおり) 別表第三 (略)
---	--